

# さいたま市名誉市民条例

平成 14 年 9 月 30 日

条例第 49 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の発展に多大の貢献があり、その功績が卓絶で市民から深く尊敬されている者に、さいたま市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。

(選定)

第 2 条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第 3 条 名誉市民には、その称号を証する証書及び名誉市民章を贈り、顕彰する。

(特典又は待遇)

第 4 条 名誉市民に対しては、次に掲げる特典又は待遇を与えることができる。

(1) 市の公の式典等への招待

(2) 前号に掲げるもののほか、名誉市民にふさわしいと市長が認める待遇

(選考委員会)

第 5 条 名誉市民の選考に関する事項を審議するため、さいたま市名誉市民選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市職員

4 委員は、当該事項に係る審議が終了したときは、職を離れるものとする。

(一部改正〔平成 23 年条例 16 号〕)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 13 年 4 月 30 日以前において、合併前の浦和市名誉市民条例(昭和 35 年浦和市条例第 20 号)、大宮市名誉市民条例(昭和 30 年大宮市条例第 12 号)及び与野市名誉市民条例(昭和 53 年与野市条例第 10 号)の規定により名誉市民の称号を贈られていた者は、この条例の規定により名誉市民の称号を贈られた者とみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市名誉市民に関する条例(昭和 34 年岩槻市条例第 10 号)の規定により名誉市民の称号を贈られた者は、この条例の規定により名誉市民の称号を贈られた者とみなす。

(追加〔平成 17 年条例 3 号〕)

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。